

会員事業場 各位

一般社団法人鈎路地方自動車整備振興会  
教 育 課

## 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (実技講習・学科講習・試問)の実施について

この度、「電子制御装置整備」の整備主任者資格取得講習（実技講習・学科講習・試問）を下記の通り開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

本講習会は、道路運送車両法の一部改正により、「特定整備制度」が令和2年4月1日より施行され、「電子制御装置整備」の認証を取得する際、整備主任者の資格要件として一級整備士若しくは、2級整備士及び自動車車体整備士で国が認めた講習（学科、実技、試問）を受講し修了した者と定められており、この度、当会において「実技講習」を開催することとなりました。

また、「実技講習」終了後に「学科講習」及び「試問」も併せて開催致しますので、受講を希望される場合は、別紙申込書に必要事項を記入の上、1月23日（火）までに振興会へFAXにてお申し込み下さいますようお願い致します。

なお、「試問」を受けられる方は、必要書類をご確認頂き受付期間中に必ず振興会窓口  
提出願います。(FAX 不可)

### 記

1. 日 時：令和6年2月7日（水）9時00分～16時00分（実技定員25名）

実技講習は、定員になり次第受付を終了させていただきます。

実技講習	9時00分～12時00分
学科講習	13時30分～15時00分
試問	15時15分～15時45分
修了証返付	15時45分～16時00分

2. 場 所：鈎路地方自動車整備事業協同組合 教育センター

3. 受講資格：2級整備士及び自動車車体整備士

4. 講習内容：実技講習 ①先進安全自動車について

②実車を用いたエーミング作業等について

試 問 学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験

※試問の結果、正答率80%以上の者を講習修了者とする。

5. 持参品：①筆記用具 ②作業服着用

③電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト

※テキストを購入されない方は、必ず持参願います。忘れた場合は購入して頂きます。

6. 受講料等：実技講習受講料 会員：4,202円、員外：8,052円（税込み）

受講料内訳 ①受講料 1名 会員：3,850円、員外：7,700円（税込み）

②電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト 352円（税込み）

※「学科講習」及び「試問」共用テキスト(北海道運輸局HPよりダウンロード可能)

7. 申込方法：

◇「実技講習」・「学科講習」・「試問」を受けられる方

別紙申込書に必要事項を記入のうえ、自動車整備士の技能検定合格書（写し）を添付し、1月23日（火）までに振興会教育課までFAX（0154-51-5229）にてお申し込み頂き、下記受付期間中に必ず振興会窓口に必要な書類を提出（FAX不可）願います。

受付期間：1月24日（水）～1月31日（水）まで

① 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申込書

【学科・試問・再試問】（様式第1号）

② 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票（修了証）

③ 写真（縦4cm×横3cm）2枚（①及び②に貼付用）

（1年以内撮影の上半身正面脱帽無背景の証明写真、裏面に氏名を記入）

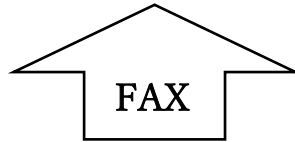
※①及び②は、鉏整振 HP(<https://www.946-seishin.or.jp>)の会員専用ページからダウンロードが可能です。（ユーザー名「member」・パスワード「946seibi」）

④ 自動車整備士の技能検定合格証書（写し）

8. その他：お問い合わせは事務局教育課 伊藤まで。（TEL：0154-51-5216）

※講習当日は、コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、以下の内容をご留意のうえ、ご来場下さいますよう宜しくお願い致します。

- 1) 発熱や倦怠感などがあり、体調の優れない場合は受講をお控え下さい。
- 2) 講習会場でのマスクの着用は個人の判断と致しますが、人との距離が確保できない状態で会話をする場合は、マスクの着用を推奨致します。
- 3) 会場では備え付けの消毒液で手指を消毒してから入場して下さい。
- 4) 室内換気にご理解下さい。



令和 6 年 1 月 日

令和 6 年 2 月 7 日 (水) に開催する

## 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (実技講習及び学科講習・試問)

### 1. 受講者

認証番号	6 -
事業場名称	
(ふりがな) 受講者氏名	( )
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
自動車整備士資格種類	2 級ガソリン ・ 2 級ジーゼル ・ 自動車車体
整備士番号	北海道 ・ 札 ・ その他 ( ) 2 か ・ 2 ち ・ 特し 第 号
受講内容	<input type="checkbox"/> 実技・学科・試問を受講 <input type="checkbox"/> 学科・試問を受講
テキストの購入を <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない	

※テキストの購入を希望しない方は、研修当日必ず持参願います。忘れた場合はテキストを購入して頂きます。

この申込書と併せて合格証書の写しを添付してください。

FAX 0154-51-5229

F A X にて申込後、必要書類を受付期間中に必ず提出願います。

－ 注意 －

令和6年4月1日以降に、対象車両の電子制御装置整備を行うには特定認証の申請が必要です。特定認証を受けずに電子制御装置整備を行うことは、未認証行為となります。

## 電子制御装置整備の経過措置終了までの 計画的な申請のお願いについて

令和2年4月1日より、特定整備制度が施行され電子制御装置整備(※1)を行うには、対象装置の追加(以下、「特定認証」という)の申請が必要となりました。

経過措置(※2)を受けている事業場におかれましては、令和6年3月31日までは電子制御装置整備を行うことが可能ですが、令和6年4月1日以降も電子制御装置整備を行うためには特定認証の申請が必要となり、特定認証を受けずに電子制御装置整備を行うことは、未認証行為となります。

なお、特定認証の申請要件として、一名以上の「一級自動車整備士(二輪除く)」又は「二級自動車整備士であって、国で定める講習を受講した者」、国で定めたスキャンツール、水準器、及び整備に必要な情報を入手できる体制(整備書、FAINES など)等が必要となります。

つきましては、今後申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、特定認証の申請をされます事業場におかれましては、あらかじめ余裕を持った時期に申請されますようお願い致します。

### (※1)電子制御装置整備とは

衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラやセンサーが取り付けられているフロントガラスやバンパ・グリルの脱着、エーミングのことです。

なお、当該機能のカメラやセンサーが取り付けられていても電子制御装置整備に該当しない車両があります。

電子制御装置整備の対象車両については下記HPアドレスよりご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_Target\\_vehicle.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html)

### (※2)経過措置とは

特定認証を申請するための準備期間のことです。

